

平成 20 年度税制改正に関する要望

大阪商工会議所

わが国経済は、堅調な輸出と設備投資が牽引役となり、全体としては緩やかな成長軌道をたどっているものの、地域や企業規模・業種で景況感にバラつきがみられ、経済成長の果実がひろく行き渡っていない。

こうした中、“東京一極集中型から全国へ”、“大企業から中堅・中小企業へ”バランスのとれた成長を実現するためには、グローバルな競争に晒されている企業の生産性向上と国際競争力強化を更に推進する一方、依然厳しい経営環境の下で頑張る多くの中堅・中小企業と地域経済の活性化が不可欠である。

そこで、政府は、政治的な混乱により経済の停滞を招くことがないよう、早期の信頼回復と体制の立て直しに努める一方、経済成長加速による税収増と一層の歳出削減の徹底によって、企業・国民の公的負担を最小限に抑制することが最も肝要である。

また、財政健全化については、『2011 年度におけるプライマリーバランスの黒字化は増税なしで達成する』との不退転の決意のもと、経済成長加速を重視した経済・財政政策を引続き堅持するとともに、安易な増税を排した歳出・歳入の一体的な改革を行わなければ国民の理解は到底得られないことを肝に銘じるべきである。

政府におかれては、かかる基本認識に基づき、今後の税体系の見直し、並びに平成 20 年度税制改正に際して、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

(印は新規要望)

．税体系の見直しに関する基本的な考え方

1 . “ 経済成長の加速なくして財政再建なし ”

税制は、国民や企業が営む経済活動、ひいては国際社会におけるわが国のプレゼンスに多大な影響を与えるのみならず、経済社会のあるべき姿を形作る重要な要素と言える。

今後の税体系の見直しにあたっては、財政の健全化や目先の税収増加を優先するあまり、企業や個人の公的負担率を引き上げることにより、わが国経済の持続的な成長を阻害し、景気の後退や企業収益の悪化などを招いては元も子もない。

ついでには、企業の国際競争力の強化と地域経済を支える中堅・中小企業の底上げを通じた経済成長の一層の加速により、更なる税収増加を図る観点から、税体系の見直しを検討することが何よりも肝要である。具体的には、グローバル経済の中で熾烈な国際競争を繰り広げる企業活動に支障がないよう、法人税の実効税率を引き下げるとともに、設備投資をはじめ、研究開発や人材育成の促進など、頑張る中堅・中小企業を応援する視点から、税体系の見直しを進められたい。

2. 地域主導型の経済社会の構築

わが国全体が、経済成長の恩恵にひろく浴し、真に豊かな経済社会を構築していくためには、活力に溢れる地方分権を早期に実現することが不可欠である。

そのためには、地方独自の行財政改革や企業誘致などの地域活性化の努力が報われ、自立的・効率的な経済・財政政策の運営が可能となるような仕組みを整える必要がある。

そこで、政府自らが、地域主導型の経済社会の構築を先導するため、国庫補助負担金、税源移譲、地方交付税制度、地方債制度の総合的・一体的な見直しを推進されたい。

一方、国と地方の行政のスリム化・効率化を加速させるには、政府や自治体などに代わり、公的分野を担う非営利法人による活動がますます重要になっている。

そこで、こうした動きを加速させるため、公益法人課税の改善や非営利法人の寄附金税制の拡充など、非営利法人の活動の源泉である財政基盤を強化する視点から非営利法人課税制度を見直されたい。

3. 人口減少、少子高齢化など国家的課題への対応

わが国は、かつてない人口減少・少子高齢化社会に直面しており、その対策が急務であり、第2次ベビーブーム世代が30代にある今こそ思い切って少子化対策を拡充する必要がある。

今後とも、少子化・高齢化が加速する中で、活力ある経済社会を維持するためには、企業・国民の公的負担を最大限抑制するとともに、世代間・世代内の公平性の確保、給付と負担の関係、福祉から就労促進などの観点から、社会保障制度を抜本的に見直し、社会保障給付費の伸び率を名目経済成長率程度に抑制しなければならない。

かかる課題への対策に必要な財源を捻出するためには、歳出・歳入の一体改革が不可避であるが、まずは消費税を含む増税ありきではなく、経済成長の加速による税収増加と更なる歳出削減の徹底を最優先することが強く求められている。

ついては、国・地方とも改革の手綱を弛めることなく、経済成長と財政健全化を車の両輪とし、2011年度までプライマリーバランスの黒字化達成に向けて邁進されたい。

．平成 20 年度税制改正において実現すべき項目

1．企業の成長力強化

(1) 中小企業の潜在力強化

事業承継税制の抜本的な見直し

中小企業経営者の高齢化が進展する中、経済の持続的な成長の実現や雇用確保のため、企業活力を殺ぐことなく事業承継を円滑に行うことが重要となっている。そのため、事業用資産の相続については企業の存続という視点に立って抜本的に見直し、欧米諸国で導入されている包括的な減免措置に準じた制度を確立されたい。

中小法人の軽減税率の適用所得範囲の引き上げ

中小企業の競争力強化を図るため、昭和 56 年度の改正以来据え置かれている軽減税率の適用所得金額（現行：800 万円以下）を引き上げられたい。

中小法人の定義見直し

平成 11 年の中小企業基本法改正において、中小企業の定義が拡大されており、税法上の中小法人の定義についても、これと同様に「資本金 3 億円以下」（現行：資本金 1 億円以下）とされたい。

中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業の経営基盤強化を図るため、中小企業投資促進税制について、対象設備の拡大など制度の拡充を図るとともに、適用期限（平成 20 年 3 月 31 日）を延長されたい。

中小企業者の少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化

中小企業者等が取得価額 30 万円未満までの減価償却資産を取得した場合に即時償却出来る少額減価償却資産の特例措置（適用期限：平成 20 年 3 月 31 日まで）について、対象範囲を全ての企業に拡大するとともに（現行：中小企業者等以外は 10 万円未満）、制度を恒久化されたい。

(2) ベンチャー企業支援

エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、法人又は個人がベンチャー企業に投資した時点で、投資額の一定割合の税額控除を認められたい。また、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式投資で得た譲渡益だけでなく給与等他の所得との損益通算を認めるとともに、現行の損失繰越控除期間を 3 年から 5 年に延長されたい。

ベンチャー支援税制の創設

ベンチャー企業は創業当初赤字であることが多く、設立後 5 年間は法人課税を免除されたい。また、その期間に発生した欠損金については、無期限の繰り越しを認められたい。

(3) 企業の競争力の強化

法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率は国際的に見て高い水準となっており、企業の国際競争力を阻害している。諸外国では地方法人所得課税を課していない国も多く、少なくとも法人事業税を法人住民税に一本化したうえで、法人実効税率を欧州先進諸国並みまで引き下げられたい。

欠損金の繰越控除期間の延長、繰り戻し還付制度の不適用措置の撤廃および期間延長

諸外国と比べ不利となっている欠損金の繰越控除期間（現行7年）を少なくとも10年に延長されたい。また、欠損金の繰り戻し還付（平成20年3月31日まで凍結中（設立5年以内の中小法人を除く））について適用期限をもって凍結を解除するとともに、繰り戻し期間（現行1年）を2年に延長されたい。

環境税の導入反対

地球環境問題への対応として、わが国も環境負荷の軽減に向けて取り組んでいくことは重要である。しかし、政府内で導入が検討されている温暖化対策税については、揮発油税等の既存の環境関連税制との関係が不明確なうえ、経済成長を阻害する可能性もあることから導入に反対する。

減価償却制度の法定耐用年数の短縮化・簡素化

急速な技術革新の進展により、設備等の経済的陳腐化が速まっている。企業の国際競争力の維持・向上のため、設備等の物理的な耐用期間ではなく収益力を重視し、減価償却資産の法定耐用年数の更なる短縮化・簡素化を図られたい。

(4) 企業の基礎力強化

償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性質を有しているうえ、事業所得に対しては法人事業税が課されており、償却資産に係る固定資産税は廃止されたい。

商業地等に係る固定資産税の軽減と簡素化

都市部における企業の固定資産税負担は大きくなっており、地域の産業競争力を低下させている。そのため、商業地等に係る固定資産税負担の軽減を図るとともに、その簡素化を図られたい。

事業所税の廃止

都市開発を促進するため、都市部で事業を行う法人・個人のみ課税されている事業所税は廃止されたい。

特別法人税の廃止

企業の年金負担が重くなる中、積立金に対して課税を行う特別法人税（平成20年3月31日まで課税停止中）は、さらなる企業の積み立て不足を招く可能性があるうえ、積立金に対する課税は諸外国でも例を見ず、速やかに撤廃されたい。

同族会社の留保金課税の完全撤廃

同族会社の留保金課税制度（資本金 1 億円以下の中小法人は適用対象外）は明らかな二重課税となっており、完全撤廃されたい。

（５）企業のイノベーション創出

情報基盤強化税制の拡充・延長

経済が持続的な発展を遂げていくためには、IT 化等によって経営基盤の強化を図ることが重要である。そのため、情報基盤強化税制について、対象設備を大幅拡充するなど抜本強化を図るとともに、適用期限（平成 20 年 3 月 31 日）を延長されたい。

研究開発減税の拡充・延長

新産業・新技術の創出に向け、企業の研究開発活動を積極的に支援することが重要である。そのため、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度ならびに中小企業技術基盤強化税制について、税額控除割合（現行：試験研究費総額の 8～10%（中小企業 12%）+ 増加額の 5%（適用期限：平成 20 年 3 月 31 日まで））および税額控除限度額（現行：法人税額の 20%）を引き上げるなど、制度の拡充を図るとともに、適用期限を延長されたい。

サービス産業生産性向上税制の創設

労働人口減少社会では、わが国経済・雇用の 7 割を占め、諸外国に比べ生産性が低いサービス産業の生産性向上が成長の鍵となる。そのため、サービス産業を対象として、電子タグなど生産性向上に資する設備等の取得額の税額控除または特別償却を認める制度を創設されたい。

エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）の拡充・延長

エネルギーの効率的利用を促進するため、エネルギー需給構造改革投資促進税制について、対象設備の拡大など制度の拡充を図るとともに、適用期限（平成 20 年 3 月 31 日）を延長されたい。

（６）人材力の強化と労働力の結集

人材投資促進税制の拡充・延長

人口減少社会において経済が持続的に発展するためには、優れた技術・技能を身につけた人材を育成することが重要である。そのため、人材投資促進税制（現行：教育訓練費の増加額の 25%、中小法人は教育訓練費総額に増加率の 2 分の 1 を乗じた額との選択（適用期限：平成 20 年 3 月 31 日まで））について、増加の有無に関わらず総額に対する税額控除を認めるなど、制度の拡充を図るとともに、適用期限を延長されたい。

技能伝承支援税制の創設

わが国が持続的な発展を成し遂げるためには、企業における技能伝承の円滑化が重要である。企業の技術力を維持・向上し、技術基盤を確固たるものとするため、退職した技術者を指導者として再雇用した場合、給与の一定割合を法人税から控除する制度を創設されたい。

中小企業人材確保支援税制の創設

労働人口が減少する中で、厳しさを増す中小企業の採用活動を支援するため、中小企業が人材確保のために行う募集費用を税額控除する制度を創設されたい。

トライアル雇用促進税制の創設

就業機会の拡大と人材流動化の円滑化を図るため、トライアル雇用期間中の社員の人件費の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

正規雇用促進税制の創設

人口減少社会においても経済活力を維持するため、就職氷河期等に不本意な就職をした者、結婚・出産等によって離職した者、フリーターやニートといった層に再就職や正規雇用の機会を与え、労働参加率や労働意欲の向上、格差固定の解消を図る必要がある。そのため、正規雇用社員の割合が一定以上の企業に対して、人件費の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(7) 企業活動の円滑化

印紙税の廃止

手形・領収書・契約書等に課される印紙税は、商取引を行ううえで大きな負担となっている。他方、電子商取引等インターネット上で作成された契約書や領収書では非課税となっており、整合性を図るためにも、印紙税を廃止されたい。

適格合併以外の合併における被合併企業の欠損金の繰越控除の引き継ぎ

経済活性化のためには、需要喚起を図る一方、供給サイドの調整も避けられない。その一環である企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併以外の通常合併についても、被合併企業の欠損金の繰越控除額の引き継ぎを認められたい。

2. 地域経済活性化

(1) 地方の活力強化と独自課税のあり方

活力ある地方分権社会を構築するため、国から地方への関与をなくすとともに、地方の行財政改革努力が報われ、自立的・効率的な政策運営を可能とする仕組みとなるよう国庫補助負担金、税源移譲、地方交付税制度、地方債制度を総合的・一体的に見直されたい。見直しに際しては、地方自治体が実施する企業誘致に係る減税措置について、税目や業種、地域に関わらず、地方交付税においてその一定割合を基準財政収入額から控除する仕組みを組み込むなど、企業誘致活動を始めとする、地方自治体による地域活性化活動が報われるよう配慮されたい。

他方、地方行政の徹底した効率化を前提として、今後、地方自治体が課税自主権を活用し、自主財源の確保を図っていくことも必要であるが、その財源を安易に法人課税に頼るべきではない。

(2) 不動産流通課税の抜本的見直し

不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化

不動産の流動化を促すため、取得時の大きな負担となっている不動産取得税を廃止するとともに、登録免許税の手数料化を図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。

特定の事業用資産の買い換えにおける圧縮記帳制度の拡充

不動産の流動化を促すため、特定資産の買い換え時における圧縮記帳制度については、圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行：80%）に引き上げられたい。

(3) 住工調和支援税制の創設

地域経済を活性化させるためには、地域の発展を担う、住民と企業・工場が良好な関係を築き、共存共栄を図ることが肝要である。そのため、住工混在地において、企業と周辺住民との間の協定に基づき、騒音対策など周辺環境対策を講じた場合、一定割合を法人税・地方法人税（法人住民税・法人事業税）から控除するとともに、個人住民税と固定資産税を軽減する措置を創設されたい。

(4) 非営利法人等の財政基盤の安定・強化

公益法人課税の非課税範囲の拡大

民間による公的活動の果たす役割は今後益々重要となることが予想される。こうした活動を支援するため、公益法人の非課税範囲を拡大されたい。

非営利法人の寄附金税制の拡充

社会活動の一翼を担う公的な活動を支えるためには、民間からの寄附行為を促すことが重要である。そのため、税法上、寄附金税制の対象となる法人の範囲を拡大するとともに、寄附金の損金算入範囲の拡大を図られたい

3. 経済社会構造の変化への対応

(1) 少子化対策

児童税額控除制度の創設

子育てにおける経済的負担を軽減するため、一定年齢以下の子供を扶養する者を対象とした税額控除制度を創設されたい。

教育費控除制度の導入

子育てに際して大きな負担となっている養育費・教育費等の経済的負担を軽減するため、教育費の一定割合を所得控除する制度を創設されたい。

子育て世代の雇用促進税制の創設

少子化に歯止めをかけるため、子育てに伴う離職等によって生じる収入減少などの機会費用を極力小さくすることが重要である。そのため、企業が子育て世代の者を雇用しやすいよう、子育て期間（12歳まで）の子供を持つ者を雇用している場合、当該社員の給与の一定割合を法人税から控除する制度を創設されたい。

（2）成長可能性の拡大

株式譲渡益課税の軽減措置の適用期限延長と中長期的な金融所得の一元化の実現

経済の中長期的な発展のためには、税制面での投資環境を整備することが重要である。そのため、中長期的には金融所得の一元化と損益通算の範囲拡大を図られたい。

しかし、当面、株式市場の活性化・安定化を図るため、上場株式等の譲渡益課税（軽減税率10%（本則20%）、適用期限：平成20年12月31日）の軽減措置について適用期限を延長されたい。

株式配当課税の廃止等

税引き後利益から分配された株主配当に対し、さらに税負担を求める配当課税は明らかに二重課税であり、廃止されたい。また、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入制度についても、同様に50%が二重課税となっており、100%益金不算入とされたい。

産業集積地域における危機対策強化（耐震改修促進税制の拡充・延長）

わが国が安定した経済発展を遂げるためには、地震等の災害による被害を最小限に抑制することが肝要である。そのため、耐震改修促進税制（適用期限：平成20年3月31日まで）の適用期限延長を図るとともに、地域や経済全体に与える影響が大きい産業集積地については工場・事業所等の耐震改修費・補強費や被害拡大防止設備の設置費用の法人税額控除措置の新設（現行：所得税額の10%控除）や特別償却率の上乗せ（現行：10%特別償却）を図るなど、制度の拡充を図られたい。

．大阪府・大阪市に対する要望

1．固定資産税の負担水準の引き下げ

大阪における固定資産税の負担水準は全国で最も高い状況にあり、当地に立地する企業に多大な保有コストを強いている。大阪における産業競争力を強化するためにも、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。

2．法人事業税、法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、大阪市では法人住民税に対して超過課税を適用しており、地域の産業競争力を弱めている。地域経済活性化のためには、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税および法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

3．企業誘致促進税制の創設

(1) 既存企業の工場・事業所新增設に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済の活力維持・発展のためには、既存企業の流出を食いとめるとともに事業拡大を支援することが重要である。そのため、既存企業が工場や事業所を新增設した場合、不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税を5年程度減免されたい。

(2) 長期進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

大阪の発展に寄与してきた企業の活性化と新規進出企業の定着を図るため、一定期間以上、事業所を設置し続けた企業について、納税期間に応じて法人住民税、法人事業税、固定資産税を軽減する措置を創設されたい。

(3) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済を活性化させるためには、魅力的な事業環境を整備し、国内外から新たな企業を誘致することが重要である。そのため、新規進出企業の不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を5年程度減免されたい。